

いたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成28年9月12日 大阪市指令都計（開）第28-13号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市阿倍野区帝塚山1丁目44番1、44番4乃至44番17

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市福島区福島3丁目12番3号

有限会社セイコーハウジング

取締役 田井中 清

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	0.630 ～0.640m	53.800m	開発者	開発者	拡幅
道路	0～0.890m	27.870m	開発者	開発者	拡幅
道路	0～0.640m	8.040m	開発者	開発者	拡幅 すみ切り1ヵ所 含む
道路	0～0.050m	7.620m	大阪市	大阪市	拡幅
道路	0～0.050m	7.630m	開発者	開発者	拡幅
下水道	D=150mm	2.600m	大阪市	—	集水ますⅡ型 インバート付 5ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	1.600m	大阪市	—	集水ますⅠ型 3ヵ所 撤去工
下水道	D=150mm	0.900m	大阪市	—	集水ますⅢ型 1ヵ所 撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますⅠ型 1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧す

ることができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示1551号

大阪市立愛光会館については、大阪市立愛光会館条例（昭和38年大阪市条例第4号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

1 臨時開館

平成28年11月23日（水）

(子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課)

大阪市告示第1552号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

施設名	月 日
大阪市立西淀川屋内プール 水泳場	平成28年11月17日（木）から同年12月27日 （火）まで

(環境局総務部施設管理課)

大阪市告示第1553号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成28年11月11日

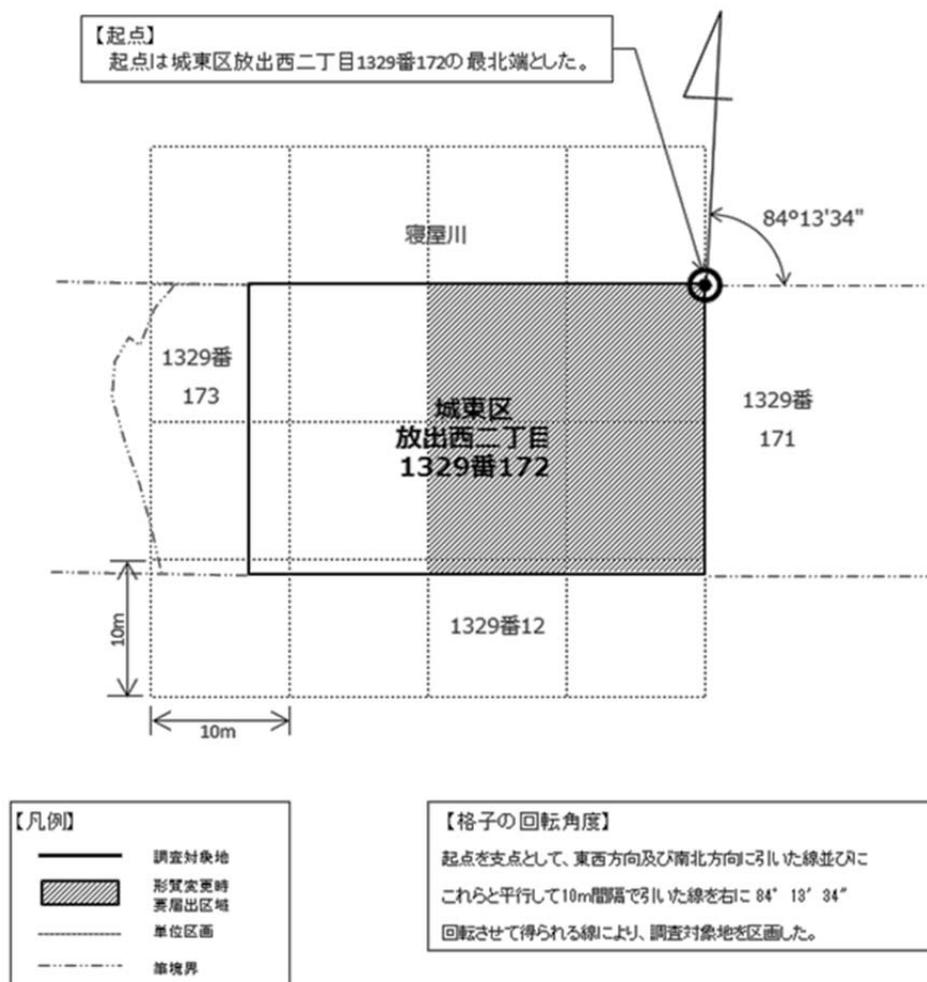
大阪市長 吉村洋文

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり（大阪市城東区放出西二丁目1329番172の一部）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

別 図



（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第1554号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

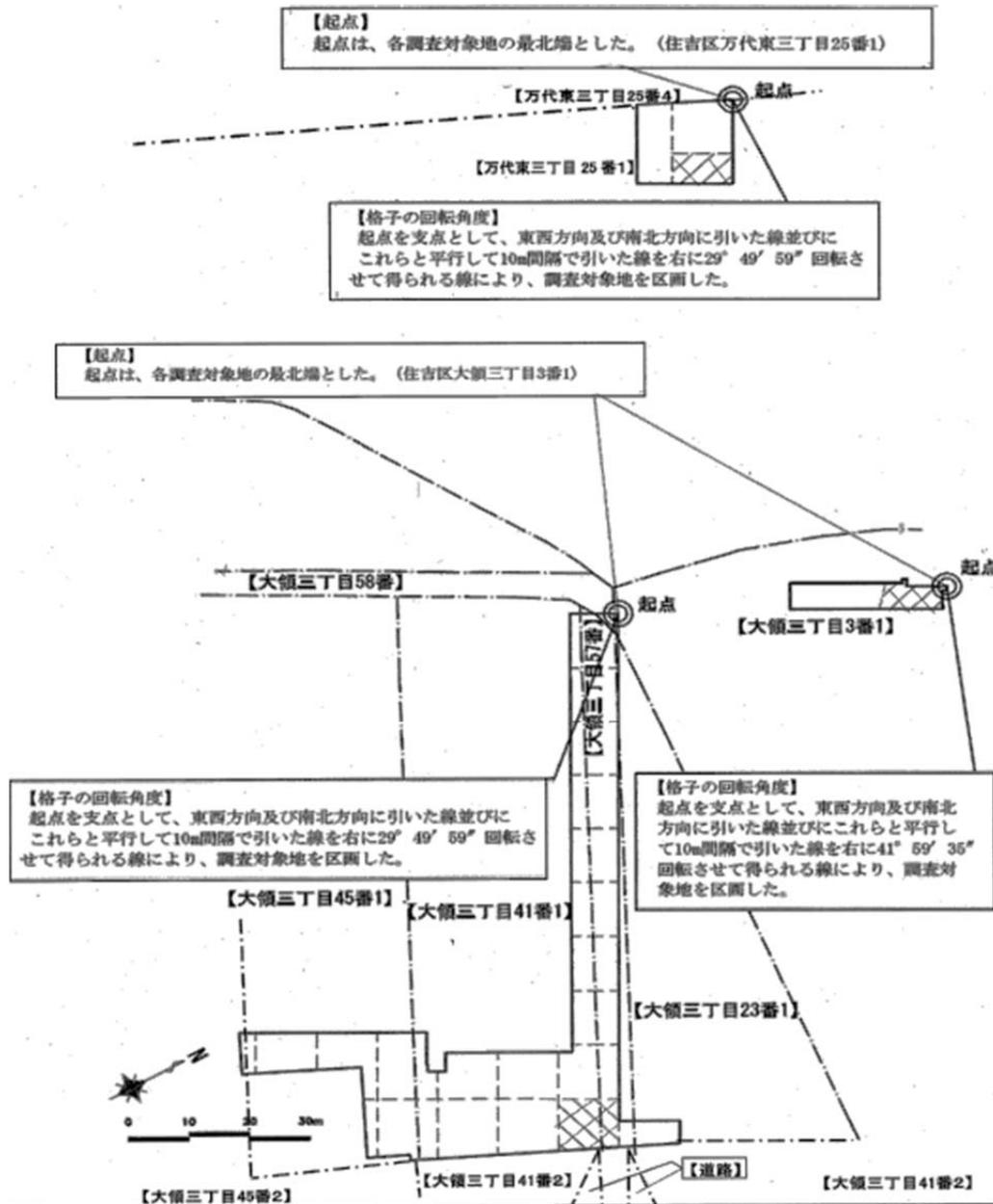
なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦覧に供する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

- 1 指定する形質変更時要届出区域
別図のとおり（大阪市住吉区万代東三丁目25番1、大領三丁目3番1、41番1、57番の各一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

別図



凡例

- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1555号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年11月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
東成区8133号線	東成区玉津1丁目6番先	樹木
築港深江線	東成区中本1丁目4番先	布団等
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目7番先	樹木
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目7番先	樹木
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目7番先	樹木
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目7番先	マット等
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目7番先	樹木
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目7番先	コンクリート (ポール付)
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目8番先	樹木
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目8番先	物置等
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目8番先	台車等
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目8番先	物干し台等

西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目8番先	フェンス等
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目8番先	物置等
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目14番先	フェンス等
西成区第8816号線	西成区萩之茶屋1丁目14番先	物置等
大阪八尾線	西区千代崎2丁目2番先	ハンドル型 電動車椅子
住之江区第9401号線	住之江区中加賀屋4丁目4番先	樹木

(建設局管理部路政課)



大阪市告示第1556号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

路線名	起 点
	終 点
平野区 第2016-01号線	平野区瓜破東4丁目1262番の3地
	同区同 4丁目1294番の3地

(参考図参照)

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第1557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

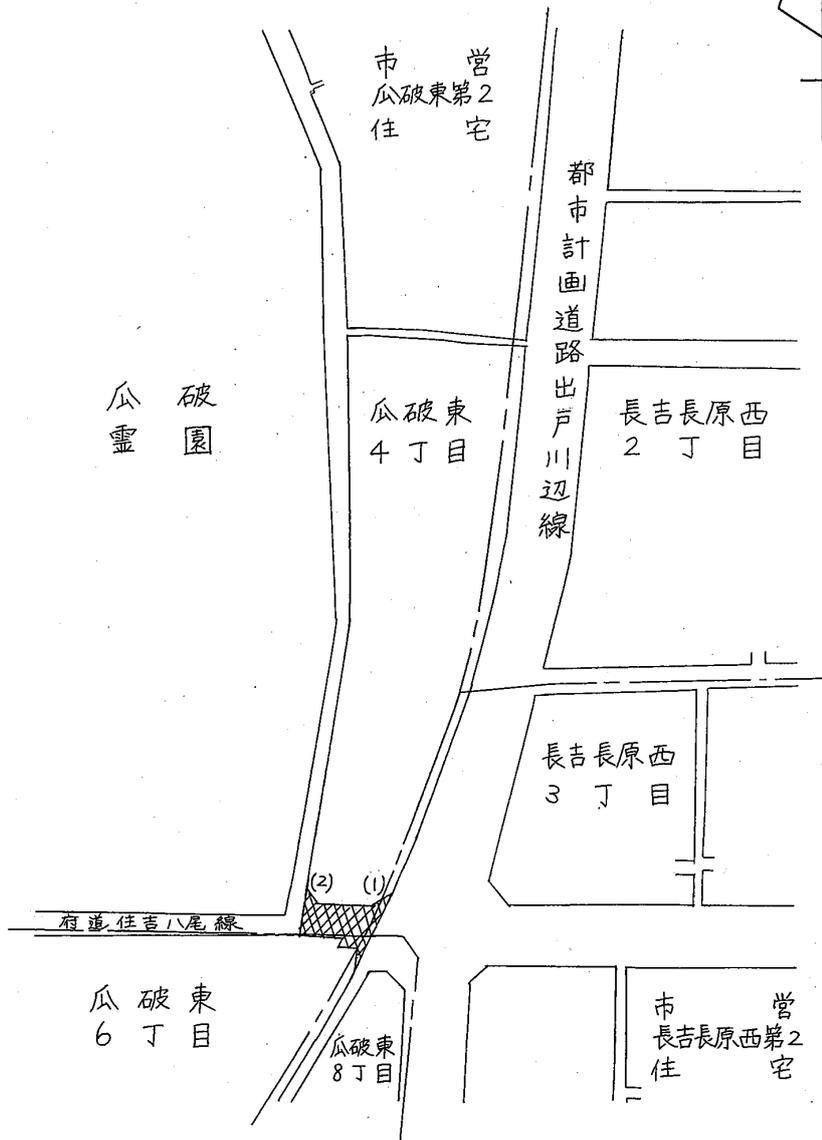
平成28年11月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	敷地の 幅 員	敷地の 延 長
平 野 区 第2016-01号線	平野区瓜破東4丁目 1262番の3地から 同 区同 4丁目 1294番の3地まで (参考図参照)	m 8.21 ~22.76	m 26.02

参考図

平野区



凡 例



新たに道路となる部分（ただし供用開始は保留する。）

----- 町 丁 界

説 明

平野区第2016-01号線

(1) (2) 間

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1558号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休園について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

種類及び名称		位置	月日
庭園	大阪城西の丸庭園	大阪城公園内	平成28年11月15日（火）から 平成28年12月15日（木）まで

(建設局西部方面管理事務所大阪城公園事務所)

大阪市告示第1559号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

金融機関名	店舗名	所在地	指定日
池田泉州銀行	東成支店	〒577-0013 大阪府東大阪市長田中4丁目1番44号 (東大阪中央支店内)	平成28年 11月25日

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第1560号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村 洋文

金融機関名	店舗名	所在地		変更日
近畿大阪銀行	阿倍野支店	変更前	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目9番10号	平成28年 11月21日
		変更後	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目3番15号	

(会計室会計管理担当)

大阪市（消）告示第28号

昭和37年大阪市（消）告示第12号（消防用設備等の標識及び掲示板等の表示基準）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成28年11月11日

大阪市消防長 藤井 茂樹

本文中「消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、必要とされ防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）に定める消防用設備等の標識、並びに」及び「各種」を削る。

第1項を削る。

第2項中「標識又は掲示板等」を「標識及び掲示板等」に改め、同項の項番号を削る。

備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附則を削る。

(消防局予防部規制課)

住吉区告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁団体について、同条第11項の規定による告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成28年10月11日

大阪市住吉区長 吉田 康人

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 大阪市住吉区荻田南連合庭井東振興町会

所在地 大阪市住吉区庭井1丁目13番31号

- 1 変更があった事項 代表者の氏名及び住所
及びその内容 変更前
氏 名 中野 薫
住 所 大阪市住吉区庭井1丁目13番69号
変更後
氏 名 小島 謙治
住 所 大阪市住吉区庭井1丁目13番12号
- 2 変更の年月日 平成28年4月1日
- 3 変更の理由 大阪市住吉区荻田南連合庭井東振興町会長の交代による

(住吉区役所地域課)

(平28. 10. 11揭示済)

住吉区告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁団体について、同条第11項の規定による告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成28年10月11日

大阪市住吉区長 吉 田 康 人

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 帝塚山中5町会

所在地 大阪市住吉区帝塚山中5丁目7番4号

- 1 変更があった事項 代表者の氏名及び住所
及びその内容 変更前
氏 名 山本 勝重
住 所 大阪市住吉区帝塚山中5丁目2番5号
変更後
氏 名 若野 芳弘
住 所 大阪市住吉区帝塚山中5丁目1番14号
- 2 変更の年月日 平成28年4月1日
- 3 変更の理由 帝塚山中5町会長の交代による

(住吉区役所地域課)

(平28. 10. 11揭示済)


住吉区告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁団体について、同条第11項の規定による告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成28年10月11日

大阪市住吉区長 吉田 康 人

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 大阪市住吉区墨江連合墨江東4丁目振興町会

所在地 大阪市住吉区墨江4丁目12番17号

- 1 変更があった事項 代表者の氏名及び住所
及びその内容 変更前
- 氏 名 奥野 誠一
住 所 大阪市住吉区墨江4丁目12番11号
- 変更後
- 氏 名 平野 龍二
住 所 大阪市住吉区墨江4丁目9番21号
- 2 変更の年月日 平成28年4月1日
- 3 変更の理由 大阪市住吉区墨江連合墨江東4丁目振興町会長の交代による

(住吉区役所地域課)

(平28.10.11揭示済)

**住吉区告示第84号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁団体について、同条第11項の規定による告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成28年10月11日

大阪市住吉区長 吉田 康 人

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称 大阪市住吉区依羅連合杉本振興町会

所在地 大阪市住吉区杉本2丁目17番11号

- 1 変更があった事項 代表者の氏名及び住所
及びその内容 変更前
- 氏 名 稲谷 嘉平
住 所 大阪市住吉区杉本2丁目16番10号

変更後

氏名 北田 秀人

住所 大阪市住吉区杉本2丁目1番37号

2 変更の年月日 平成28年4月1日

3 変更の理由 大阪市住吉区依羅連合杉本振興町会長の交代による
(住吉区役所地域課)
(平28.10.11揭示済)

住吉区告示第87号

平成28年住吉区告示第82号(地縁による団体の代表者の氏名及び住所の変更)の一部を次のように訂正する。

平成28年10月31日

大阪市住吉区長 吉田 康人

「帝塚山中5丁目」を「帝塚山中5丁目」に訂正する。

(住吉区役所地域課)

(平28.10.31揭示済)

大阪市水道局告示第65号

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年11月11日

大阪市水道局長 玉井 得雄

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号)

①水道用液体硫酸ばんど(柴島浄水場) 下半期 概算買入 3,070,000kg

②一般 ③28.9.1 ④要薬品(株) 大阪市西区京町堀3-2-7 ⑤37,764,684円 ⑥28.7.1

①水道用液体硫酸ばんど(庭窪浄水場 ほか1か所) 下半期 概算買入 3,160,000kg ②一般 ③28.9.1 ④巽合成化学(株) 大阪市西成区北津守4-4-21 ⑤39,042,432円 ⑥28.7.1

①水道用次亜塩素酸ナトリウム(柴島浄水場) 下半期 概算買入 740,000kg ②一般 ③28.9.1 ④曾我(株) 大阪府中央区道修町1-6-7 北浜

M I Dビル ⑤35,404,560円 ⑥28.7.1

①水道用次亜塩素酸ナトリウム（庭窪浄水場 ほか1か所）下半期 概算買入 790,000kg ②一般 ③28.9.1 ④井上孫(株) 大阪市西区京町堀1-8-33マルキン東洋ビル ⑤38,394,000円 ⑥28.7.1

①水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）下半期 概算買入 1,620,000kg ②一般 ③28.9.1 ④小厚化成(株) 大阪市浪速区恵美須西2-9-13 ⑤26,768,880円 ⑥28.7.1

①水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場 ほか1か所）下半期 概算買入 1,670,000kg ②一般 ③28.9.1 ④網干産業(株) 大阪営業所 大阪市鶴見区諸口4丁目8番28号 ⑤28,677,240円 ⑥28.7.1

①粒状活性炭（柴島浄水場） 買入 899.22m³ ②一般 ③28.9.9 ④浦野(株) 大阪市中央区伏見町2-5-5 ⑤104,885,020円 ⑥28.7.8

①粒状活性炭（豊野浄水場） 買入 690.48m³ ②一般 ③28.9.9 ④日本原料(株) 関西支店 大阪市中央区内本町1丁目3-5内本町山森住友生命ビル6階 ⑤79,791,868円 ⑥28.7.8

①給水タンク車（4t・加圧式）買入 3台 ②一般 ③28.9.15 ④新明和工業(株) 流体事業部 営業本部 関西支店 大阪市淀川区宮原3-3-31上村ニッセイビル ⑤39,806,640円 ⑥28.7.15

①粒状活性炭（庭窪浄水場） 買入 1,227.45m³ ②一般 ③28.9.9 ④三雄化工(株) 大阪市中央区淡路町1-5-10GSハイム船場603 ⑤138,397,442円 ⑥28.7.8

①アンスラサイト 買入 160m³ ②一般 ③28.9.15 ④赤沢産業(株) 大阪市東淀川区西淡路1-1-32新大阪アーズビル ⑤33,696,000円 ⑥28.7.15

①逆止弁付メータパッキン 25mm 買入 35,000個 ②一般 ③28.9.30 ④(株)日邦バルブ 大阪営業所 大阪市北区東天満2-9-4千代田ビル東館 ⑤37,800,000円 ⑥28.7.29

(水道局総務部管財課)

公 告

大阪市公告第92号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビルO's (オズ) 棟 南館4階
 大阪市経済戦略局総務部総務課 (調達)
 電話06-6615-3719

2 入札に付すべき事項

売払物品	総重量 (段ボール(※)箱数)
廃棄文書	9,940kg (497箱)

※外寸450×320×340mm程度

廃棄文書(紙文書、文庫本、雑誌等図書類、古新聞、段ボール、厚表紙、感熱紙、感圧紙等)には、ファイル類(パイプファイル、バインダー等)、クリップ、紐等を含む。

総重量は予定量であり、本市の都合により増減する。

3 引取場所及び住所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 ATCビルO's (オズ) 棟 南館4階ほか7か所
 詳細は別表 引取場所一覧のとおり

4 入札参加資格

次の(1)及び(2)を満たしていること

(1) 平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに下段の「参加申請に要する書類」を提出し、本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成29年1月12日(木)までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状) (本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

※平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成28・29年度物品売払入札参加申請書」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑登録証明書

※エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 廃棄物再生事業者登録証の写し(事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること)

5 入札参加申込の受付

(1) 受付期間 本公告の日から平成29年1月12日(木)までの本市休日を除

く毎日午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時を除く。）

受付場所 上記1と同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査においては、4(1)及び(2)にかかる承認証等を確認するので持参すること。持参しない場合は入札に参加することができない。

7 仕様書等の交付方法

本公告の日から平成29年1月12日（木）までの本市休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時を除く。）上記1において無償で交付する。

なお、大阪市経済戦略局ホームページからダウンロードも可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/keizaisenryaku/0000379837.html

8 契約条項を示す場所

上記1と同じ

9 入札執行場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T CビルO's（オズ）棟 南館4階 経済戦略局第1会議室

10 入札執行日時

平成29年1月16日（月） 午前10時

11 入札の方法

(1) 物品買受申込書には、1キログラムあたりの単価（引取にかかる消費税及び地方消費税分を含まない。）を申込金額として記載すること

なお、契約単価の決定にあたっては、申込金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算した金額に小数点第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約単価とする。

(2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

12 入札保証金

免除

13 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者

(3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (3) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

（注）開札後落札決定までに、物品買受候補者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

16 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を納付すること

※ 落札者は本市が交付する納付書を用い、入札日当日の午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

17 その他

- (1) 16の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行うことがある。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

別 表

引取場所一覧

担当	住所
総務部総務課	大阪市住之江区南港北2-1-10 A T Cビル O' s (オズ) 棟南館4階
立地推進部国際担当	大阪市住之江区南港北2-1-10 A T Cビル I T M棟4階
文化部文化課	大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階
スポーツ部スポーツ課	大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階

観光部観光課	大阪市福島区野田1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟12階
産業振興部企業支援課	大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階
計量検査所	大阪市港区田中3-1-126 計量検査所
大阪市スポーツ総合情報センター	大阪市東住吉区长居公園1-1 長居陸上競技場内

(経済戦略局総務部総務課)

大阪市公告第93号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

1 契約担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所2階

大阪市健康局総務部経理課

電話 06-6208-7934

2 入札に付すべき事項

	売払物品	数量	初年度登録年月	車台番号	型式
①	中古自家用軽自動車 (三菱 ミニキャブ)	1台	平成14年3月	U61V-0501799	GD-U61V改
②	中古自家用軽自動車 (三菱 ミニキャブ)	1台	平成14年3月	U61V-0501740	GD-U61V改
③	中古自家用軽自動車 (三菱 ミニキャブ)	1台	平成14年3月	U61V-0501660	GD-U61V改
④	中古自家用軽自動車 (三菱 ミニキャブ)	1台	平成14年3月	U61V-0501872	GD-U61V改
⑤	中古自家用軽自動車 (三菱 ミニキャブ)	1台	平成13年-月	U61V-0304678	GD-U61V
⑥	中古自家用軽自動車 (三菱 ミニキャブ)	1台	平成13年-月	U61V-0304662	GD-U61V改

なお、本市と協議し決定した日時に引き取ること

3 引取場所

- ① 大阪府中央区久太郎町1-2-27
大阪府保健所 東部生活衛生監視事務所
- ② 大阪府北区扇町2-1-27
大阪府保健所 北部生活衛生監視事務所
- ③ 大阪府阿倍野区旭町1-2-7-1000
大阪府保健所 南東部生活衛生監視事務所
- ④ 大阪府住之江区浜口東3-5-16
大阪府保健所 南西部生活衛生監視事務所
- ⑤ 大阪府住之江区柴谷2-5-74
大阪府動物管理センター
- ⑥ 大阪府住之江区柴谷2-5-74
大阪府動物管理センター

4 契約期限

平成29年1月17日（火）

5 入札参加資格

- (1) 大阪府契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する「平成28・29年度物品売払入札参加承認証」の交付を受けていること

※ なお、平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は、大阪府電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の「資料・ご案内」メニューの「不用品売払入札等のご案内」→「平成28・29年度申請書」に掲載している。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (4) 大阪府契約関係暴力団排除要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

6 入札参加申請書等の交付場所等

- (1) 入札に関する問い合わせ先
上記1に同じ
- (2) 入札参加申請書等の交付方法
公告の日から、平成28年12月9日（金）午後5時までの本市の休日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
上記1及び健康局ホームページにおいて無償により交付する。

7 入札参加申請に要する書類及び受付期間等

- (1) 入札参加申請に要する書類
 - ・入札参加申請書（6において交付する本市様式）
 - ・物品売払入札参加承認証の写し（印影が明確に判別できるもの）
- (2) 入札参加申請書の受付期間及び受付場所
公告の日から、平成28年12月9日（金）午後5時までの本市の休日を除

く午前9時から午後5時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
上記1において受け付ける。

8 入札参加資格の審査等

7の受付時において、入札資格審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10の額以上を、本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌々開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること

契約保証金は債務の履行を完了した後に還付する。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 契約条項を示す場所

上記1に同じ

10 入札執行日時及び場所

平成28年12月21日（水） 午前10時

大阪市役所本庁舎2階 健康局総務課管理会議室2

11 入札の方法

入札書（物品買受申込書）に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、クジにより落札者を決定する。この場合、入札書に使用した印鑑が必要となる。入札した者のうちクジを引かない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員がクジを引くこととなる。

13 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札

(3) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

14 再度入札

(1) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席している入札参加者に再度の入札をすることがある。再度の入札に参加できない場合は辞退したも

のとみなす。

ただし、1回目の入札において無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

- (2) 再度入札となった場合、初度入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出し、代理人による入札ができる。
- (3) 入札執行官は、再度の入札に付し落札者がいないときは、随意契約により契約を締結することができる。この場合は、入札を打ち切り、最高入札金額申込者と折衝することができる。この場合、入札担当者はその旨を明確に発表しなければならない。

15 その他

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 9(2)の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問合せ先

売払物品・契約に関する問合せ先	入札に関する問合せ先
健康局健康推進部生活衛生課 電話06-6208-8249	健康局総務部経理課 電話06-6208-7934

(健康局総務部経理課)

大阪市公告第94号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年11月11日

大阪市長 吉村洋文

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階
大阪市環境局総務部総務課
電話 06-6630-3126

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	初度登録/検査年月	車台番号	型式
①中古普通自家用ハイブリッド貨物車 (いすゞ・キャブオーバ)	1台	平成18年12月	NKR81- 7065137	VD-NKR81AN
②廃車両(中古軽自家用天然ガス貨物車・CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れのため、現状登録不可能車両)	1台	平成13年6月	DA52V- 219778	GD-DA52V改
③廃車両(中古軽自家用天然ガス貨物車・CNG自動車専用ガス容器の充填可能期限切れのため、現状登録不可能車両)	1台	平成13年6月	DA52V- 220311	GD-DA52V改
④中古普通自家用ハイブリッド貨物車 (ニッサン・ステーションワゴン)	1台	平成13年1月	PV10- 000132	HN-PV10
⑤中古小型自家用貨物車 (三菱・バン)	1台	平成12年1月	CB2V- 0601562	GG-CB2V

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
平成28年12月8日(木) 午後2時から午後3時まで	環境局環境管理課管理地 大阪市西成区中開1-3-5

4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること

5 入札説明書等の交付場所

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

6 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者、破産者で

復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本市交付）

- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成28・29年度物品売払入札参加承認証の写し

※ 平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 本公告の日から平成28年12月7日（水）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

8 入札参加資格の審査等

7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

9 契約条項を示す場所

上記1に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

12 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時
平成28年12月9日（金） 午後2時
- (2) 入札執行の場所
あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

13 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※ 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は

無効とする。

15 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

16 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

17 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

①については、環境局環境管理部環境管理課環境規制担当
電話06-6615-7965

②～④については、環境局環境管理部環境管理課 電話06-6615-7694

⑤については、環境局総務部施設管理課 電話06-6615-3328

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課 電話06-6630-3126

(環境局総務部総務課)